令和８年度　エシカル消費実践キャンペーン企画運営業務　仕様書

１　委託業務名

令和８年度　エシカル消費実践キャンペーン企画運営業務

２　委託業務期間

契約締結日から令和９年３月 12 日（金）まで

３　委託業務の目的、趣旨

本県において、SDGs 達成に貢献する「エシカル消費」の認知度向上と実践促進を図るため、キャンペーンによる年間を通じた継続的な啓発を実施する。

※　エシカル消費とは、環境、人や社会、地域に配慮した消費行動のことであり、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことを意味する。

４　業務内容

県民のエシカル消費の認知度を高めるとともに、日々の生活から取り組めるエシカル消費への気づきや行動を促し、継続的な実践に繋がるよう以下の条件を満たすキャンペーンを実施すること。

（１）キャンペーンの企画・実施

①実施回数及び実施期間

・委託業務期間を通じて３回以上とし、本業務の目的を達成するために効果的な回数及び期間において実施すること

②名称

・多くの消費者に対して訴求力が期待できるキャンペーンの名称とすること。

③実施内容

・以下いずれか又は複数の内容を盛り込むこと

ア　エシカル消費及びその具体的な実践行動をわかりやすく伝え、県民自らの実践を促すもの

イ　エシカル消費に繋がるマークを紹介し、日常の消費の場における商品・サービスの選択に繋げるもの

ウ　県民自らがエシカル消費を実践し、対外的な発信に繋げるもの

エ　SDGs に関心の高い若者から幅広い世代に対する拡散が図られるもの

オ　エシカル消費の推進に積極的に取り組む「エシカル消費自主宣言事業者」や「消費者志向自主宣言事業者」に関する情報発信に繋がるもの

※「エシカル消費自主宣言」
(https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shohiseikatsu/5007469)

※「消費者志向自主宣言」
(https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shohiseikatsu/5036744/)

④他イベントとの連携

・事業の相乗効果を図るため、「エシカル消費実践キャンペーン」とエシカル消費の体験を通じて、日々の生活における実践を促す「エシカル消費体験型イベント」（当課が実施する別の委託業務）を１回以上連動させ、効果的な広報活動を展開すること。

・事業間の連動にあたっては、共通のロゴマークやキービジュアル等を採用し、一連の取り組みとしての一体感を視覚的に訴求すること。

・共通のロゴマークやキービジュアル等については、「エシカル消費体験型イベント」の受託者が作成し、「エシカル消費実践キャンペーン」受託者が提供を受け、キャンペーンに使用すること。

⑤実施方法

・県公式 LINE や「X（旧 Twitter）」、アカウント名「とくしまエシカル消費普及推進プロジェクト（@awaethical）」を活用し、より多くの県民が参加できるような工夫をすること。

（２）キャンペーンの広報及び広報ツールの製作

・キャンペーンの効果的な宣伝広報媒体（宣伝用バナー、ポスター、チラシ、啓発グッズ等）を制作し、これら媒体を使用した広報を実施すること。

・キャンペーンの特設サイトを作成すること。

・キャンペーンの実施に当たり、Web 広告を使った効果的な広報を実施すること。

・その他、キャンペーンの内容に応じた広報として、テレビ、新聞、ラジオ、雑誌等のメディアや SNS（LINE、YouTube、X、Instagram 等）の活用、日常の消費の場であるスーパーマーケットやコンビニエンスストア等との連携等、一人でも多くの県民にエシカル消費が浸透するような工夫をすること。

（３）賞品等の抽選、準備、発送業務

・キャンペーンに応募した者の中から抽選で、エシカル消費に関連する賞品が当たるような内容とすること。（商品の購入代は委託料に含む。）

・抽選はキャンペーン１回ごとに実施し、抽選に係る業務全般を実施すること。（賞品の選定・手配、応募者リスト作成・管理、抽選、当選者への通知、発送先確認、賞品の発送等）

（４）連絡調整、問い合わせ対応

・キャンペーンの内容に応じて、連携事業者や協力事業者等の関係者との連絡調整、資料作成を行うこと。

・キャンペーン参加者からの問い合わせに対応すること。

（５）効果検証

・キャンペーン参加者の情報及び Web 広告配信の情報について、集計・分析レポートを作成の上、キャンペーン実施ごとに県に提出し、県とともに効果を検証すること。

（６）独自の提案

・仕様の定めにない内容であっても、本業務の目的にかなうと思われる方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。

5　報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書と合わせて、記録写真を含めた事業全体の報告書及び成果品を提出すること。

宣伝用バナー等の宣伝広報媒体及び記録写真については、電子データ形式で納品すること。

なお、成果品は、県において、業務の用に供するため、必要に応じて編集・加工し使用することがある。

（１）提出期限

令和９年３月１２日（金）

（２）提出先

徳島県生活環境部消費者政策課

（３）部数

・委託業務完了報告書　　１部

・事業費精算書　　１部

・事業実施（実績）報告書（成果品を具組む）　１部

6　特記事項

（１）費用の積算に当たっては、キャンペーン実施に必要な費用一切を見込むとともに、積算の内訳を明確に記載した費用積算内訳書を提出すること。

（２）実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成すること。

（３）契約履行過程で生じた成果物、制作物等全ての著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は徳島県に帰属する。

（４）著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うこと。

（５）実施内容は県と十分協議しながら事業を進めること。

（６）委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。

（７）本事業を行う上で、必要となる物品や各種業務については、徳島県内の事業者から優先調達するよう努めること。

（８）本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用しないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。

（９）関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

(10) 仕様書に無い項目で疑義が生じた場合、その都度委託者と協議を行うこと。

(11) 本事業の完了時において、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を用意すること。なお、当該証拠書類については、令和１４年３月３１日まで保存すること。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。

(12) 提案された内容はすべてにおいて実施することを確約するものではなく、内容等について双方で調整の上実施することとする。また、事業内容の見直しを図る場合があり、その際は県と受託者で協議を行いながら、随時調整する。